

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

中小企業に厳しく大企業にやさしい消費税

藤田信好

はじめに

確定申告を前にした今、税務署は各地で「消費税の納税準備は出来ていますか？」という事業者向けのチラシを配布しています。チラシには「消費税は消費者からの預かり金です。支払時期と資金を把握して事前準備をしておきましょう」と納税義務者に呼びかけています。リーフレット「消費税はどんな税金？」では、「消費税は、事業者に負担を求めるものではありません。税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担する間接税」だとしています。

消費税はそもそも誰が負担すべき税金なのでしょうか。そしてじっさいに誰が負担し誰が負担していないのでしょうか。

消費税法第5条（納税義務者）は、「事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある」と規定し、第9条では、「小規模事業者に係る納税義務の免除」の規定を置き、売上高が1000万円未満の事業者の納税義務を免除しています。消費税法は納税義務者についてはそのように定めているものの、そもそも誰が消費税を負担する担税者なのかは定めていません。にもかかわらず、国税当局は、「（消費税）税金分

は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担する間接税」だとしています。

消費税の法的性格が、裁判上争われたことがあります。その確定判決では、「消費者が事業者に対して支払う消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者に対する関係で負うものではない。」（東京地裁平成二年三月二六日確定判決より）としています。つまり、消費税は「預かり金ではな（く）」、「価格の一部」としたのです。これを受け、税務当局は「消費税は預り金的性格を有する」（「国税庁レポート2013」）とぼかした表現を使うようになっていきます。冒頭のチラシを配布した千葉西税務署は、民商などの抗議をうけ、「チェックが甘かった。今後は配布しない」（2月12日）と回答しています。

消費税は実はいろいろな顔を持っています。本稿では、取引関係の実態を通じて消費税の正体を明らかにし、中小企業者にとって消費税が営業破壊税であること。そして大企業にとっては、この上なく都合のよい“補助金”であることを明らかにし、消費税に頼らずに税収を確保していく道について考えたいと思います。

消費税は事業者にとっては直接税

消費税は、納税義務者である事業者が、年間売上高に 8 % を乗じた金額から、年間仕入額等に 8 % を乗じた金額を控除して納税額を計算します。前述のように法律上は、個々の商品価格に転嫁することも、税を預かることの規定もないし義務也没有せん。消費税法上、消費者は登場しません。価格を決めるのは事業者の自由で、どれだけ転嫁し価格をいくらにするかは事業者の裁量です。

年一回の消費税申告を求められている（但し、売上高によっては 4 回、12 回の場合もあり）大多数の事業者にとっては、消費税はいわばコストの一部を構成し、消費税分が転嫁ができていないか、いないのか、年間の決算が終わらないとわからないのが実態です。「数字上、転嫁できるように思っても、実はできていない」というケースも少なくありません。

消費税を価格に転嫁できない

いくつか、具体例を紹介したいと思います。

東京都の渋谷区で弁当製造・販売を営む A さんは、売上高は 1 億 2800 万円。従業員は 12 人。近くに競合店や大型のコンビニがあり、ワンコイン弁当の激戦地です。消費税導入以降も料金の値上げをしていなかったのですが、昨年 4 月 1 日、8 % への増税にともないランチ弁当の売値を 500 円から 540 円に値上げしました。値上げによって一時売上は増えましたが、次第に昨年並みに落ちます。競争も激しく、値上げした 40 円分は中身を充実させないとお客さんが納得しないので、材料代に 30 円分まわしました。形式的には消費税は転嫁しているように見えますが、「法人税の申告は約 3800 万円の赤

字で、消費税約 100 万円を納税する余裕はない」状況です。源泉所得税や消費税の滞納が約 134 万円にもなり、14.6 % の延滞税が重くのしかかっています。

東京都内で豆腐店を営む B さんは、年間売上は約 2700 万円。従事者は家族を含め 5 人。8 % への増税にともない油揚げ 1 枚 90 円を 100 円に、豆腐も 1 丁 170 円を 180 円に値上げしました。すべての商品の増税分を値上げできたわけではありません。「以前は油揚げ 2 枚買っていた人が 1 枚になるなど買い控えも」でしたが、付加価値をつけた新商品を開発・投入や顧客開拓にも努力した結果、売上は 5 % 増にはなりました。

しかし、油が 6000 円から 6600 円に値上がりしたのを始め仕入、光熱費が 5 % 伸びており、「利益はトントンで、消費税分を転嫁できているとは言えない」と言います。

同じく都内で洋風レストラン 2 店舗を営む C さんは、年間売上は約 3000 万円。従業員は 4 人。昼のランチは近隣が 500 ～ 800 円で厳しい経営環境にあるので増税分の値上げは見送り、ランチ 900 円の価格を据え置きましたが、夜のディナーは値上げをしました。「地域的に昼が勝負なので、50 円のサービス券をだしたり、ヘルシーな食材に気をつかうなど顧客維持に努力しており、50 % くらいは転嫁できているのではないか。しかし、エビ、小麦、チーズ、肉類も全体として前年比 10 % 程度高くなっているの、利益は減少している。増税後、売上をほぼ維持しているだけでもいいのかと考えているが…」と話します。

政府は、消費税増税にともない消費税転嫁対策特別措置法を制定しました。しかし前記の 3 例は、事業者対消費者（BtoC）の関係で、競

争等のなかで転嫁したいと考えながらも経営判断で増税分を完全には転嫁できていない事例です。

単価の減額・買い叩きが横行

また、減額の強要や買い叩きも少なくありません。「大工工事だが、消費税は見積として計上しても、客から『この予算でやってくれ』と言われる。材料等にはきちんと税金を払わなければならない、現状は板挟みの状態だ。10%になったら廃業だ。仕事は薄くなるだろうし、その上税金は高くなる（青森・男性・60代・大工）」、「消費税は転嫁しているが、単価の値引きを迫られている。10%は絶対にやめてほしい。中小業者は潰れる。」（長野・男性・60代・印刷・同関連業）、「消費税引き上げ分3%の値下げ（製品単価）があり、利益がその分減って苦しい（京都・男性・70超・精密機器製造）」、「大工手間賃に消費税を掛けて請求書を出しているが、8%の影響は大きく、工務店等は手間賃の請求でも切りの良い所で値引きをさせられる（島根・男性・50代・職別工事業）」（全商連付属研究所・営業動向調査2014年下期）。

ここにある消費者からの値引き要請はそもそも、同法の対象外です。法第3条第1号は「事後的減額」を禁じるだけなので、事前の本体価格やコストの削減要請などを禁じるものではありません。日経新聞1月31日付は「トヨタ自動車は取引先から購入する部品について、年2回実施していた値下げ要請を2015年上期（4～9月）も見送る方針を決めた」と報じました。これは円安による輸出採算改善で業績が改善されていることを受けての措置ですが、逆に言えばこれまではずっと値下げ要請を常態化させてきたということでもあります。「乾いた雑巾をも

絞る」と言われるトヨタの下請け搾取は苛烈です。特に、2000年からCCC21（21世紀に向けたコスト競争力の構築）と称し、3年間で30%の原価低減を提唱。05年4月からは、VI（バリュー・イノベーション＝価値の創造）と称して設計・開発段階からコストを見直すなどの原価低減を追求してきました。これら価格交渉やコスト削減要請は、独禁法にも下請法にも違反しないとされています。もちろん、転嫁対策特別措置法でも同じく問題にされないのです。

消費税は弱いものに押し付けられる「悪魔の税」

全国商工団体連合会は付属研究所に委託し「営業動向調査」を年2回実施しており、消費税についての特別調査も実施しています。2014年下期の調査によると、消費税を「完全に転嫁できていない」（「一部しか売上・単価に転嫁できない」「ほぼ転嫁できていない」「全く転嫁できていない」の合計）と回答した事業者は全体の46.8%に及びます。一般的に課税売上高1000万円未満の免税事業者についても、仕入価格で負担した消費税を販売価格に転嫁することが予定されていますが、67.5%が消費税を完全転嫁できていません。

また、直近の事業年度の売上高が1000万円以上の課税事業者クラスでも、売上高が低いほど「完全に転嫁できていない」割合が高くなっています。売上高「2000万円～3000万円」では39.8%、「1500万円～2000万円未満」では43.5%、「1000万円～1500万円未満」では54.2%が完全に転嫁できていません。（グラフ1）

（グラフ2）は、事業所として見積もり基準を持っている製造業・建設業（227人・社）の

最近の取引の消費税の転嫁状況×直近の事業年度の売上高（グラフ 1）

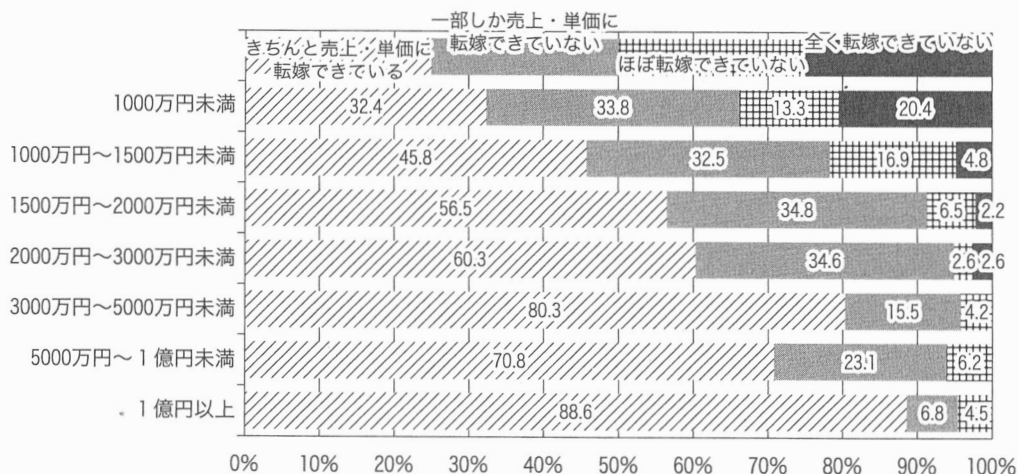


表 1 有力 20 社の最新輸出還付金額の推算

最新有価証券報告書に基づき湖東京至税理士推算 2014 年 8 月作成

(単位: 億円)

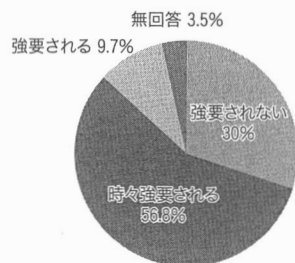
	企業名	消費税還付金額 (2013 年 4 月～2014 年 3 月)
1	トヨタ自動車	1,402
2	三井物産	815
3	住友商事	794
4	丸紅	765
5	日産自動車	757
6	三菱商事	746
7	本田技研工業	432
8	ソニー	389
9	キャノン	(注) 380
10	マツダ	363
11	東芝	343
12	三菱自動車	339
13	伊藤忠商事	288
14	豊田通商	269
15	三菱重工業	206
16	村田製作所	151
17	パナソニック	143
18	日立製作所	121
19	任天堂	89
20	新日鐵住金	72
	合 計	8,864

※還付金額は国税分 4 % と地方消費税分 1 % の合計 5 %

※注: キャノンの事業年度は 2013 年 1 月から 2013 年 12 月

うち、「取引先から値引き強要はありますか？」の回答割合を示しています。「時々強要される」が 56.8 %、「強要される」が 9.7 %となっています。

事業所として見積もり基準をもっている製造業・建設業 (227 人・社) のうち、「取引先から値引き強要はありますか？」の回答割合 (グラフ 2)



事業者間 (BtoB) でも、下請け関係にある取引では値引き要請が日常化しています。

消費税は事業者にとっては、転嫁できていようが、できまいが関係なく、売上高に $\times 8\%$ (仕入で支払った消費税額) で負担が迫られるので、直接的と言えるのです。取引上の力関係で立場の弱いものに押し付けられるのです。「悪魔の税金」といわれる所以です。

こうしたことから、消費税の滞納が膨大に発生しています。全国の租税の滞納額は 1 兆

3617 億円。その 3 割、4169 億円が消費税の滞納です。

消費税を滞納した事業者には、売掛金の差し押さえや財産の差し押さえをはじめとする滞納処分など容赦ない強権的な徴収が行われています。廃業・倒産を余儀なくされた事業者も少なくありません。

大企業にとって消費税は？

その 1 負担するのではなく「いただく税金」

すべての取引に消費税がかかってくるわけではありません。消費税が課税されない「免税取引」があります。たとえば、商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などのいわゆる輸出類似取引は、一定の要件が満たされる場合は、その売上げについて消費税が免除されます。その輸出や輸出類似取引などのために行った仕入れについては、原則として仕入れにかかる消費税額を控除することができます。消費税は日本国内の税制なので、外国の客からは税金をとることはできないというのがその理由です。これがいわゆる「輸出戻し税」です。

元静岡大学教授・税理士の湖東京至さんが、最新の有価証券報告書（決算書）から推定計算したトヨタ自動車の年間還付金額は約 1400 億円になります。トヨタが還付を受ける仕組みは下の通りです。有力 20 社の還付金額は表 2 の通りです（全国商工新聞 9 月 1 日）。

国税庁が公表している「還付金支払決定の状況」によれば、消費税の還付金は年間 4 兆 1043 億 4300 万円にも上ります（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）。2008 年の消費税収は国（4 %）と地方（1 %）をあわせると

約 12 兆円ですから、なんとその約 3 分の 1 が輸出大企業を中心に還付されているという驚くべき実態なのです。

これは税率 5 % のデータなので、8 % への増税でさらに拡大しています。

前述のように、トヨタなど輸出大企業は、系列の下請け企業に対し支配的な地位を利用して、帳簿の上では消費税を払っていても、実際は、その分の利益やコストを削っています。それに加えて、大手輸出企業は値切ったことで負担してもいない消費税を還付されることになります。

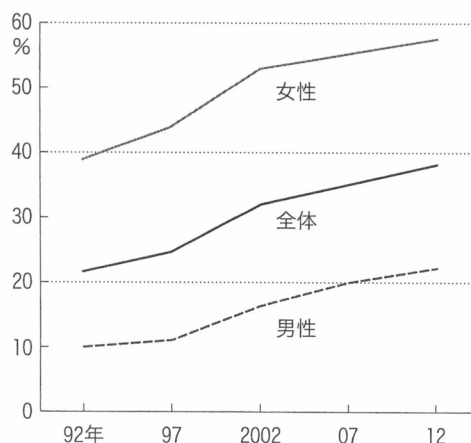
その 2 リストラを促進する税金

さらに消費税は、前述のように仕入れにか

表 2

トヨタが税務署から還付を受ける仕組み	
総売上高（11 兆 421 億円）	
輸出売上高 7 兆 2529 億円 $\times 0 \% = 0$ 円①	
* 輸出は免税（ゼロ税率適用）	
国内売上高 3 兆 8731 億円 $\times 5 \% = 1,937$ 億円②	
* 総売上高に含まれない資産の譲渡等を含む	
売上にかかる消費税額（①+②）1,937 億円（イ）	
売上税額控除額	
仕入高等 6 兆 6,788 億円 $\times 5 \% = 3,339$ 億円（ロ）	
納付金額（イ）－（ロ）＝△ 1,402 億円	
* マイナスになり還付	

非正規労働者の比率（グラフ 3）



かった税金を控除して税額を計算します。労働者に支払う賃金部分は控除できませんが、労働者を外注化すると仕入経費にカウントされるため、人件費×8%を控除することができます。同じ労働者を使うにも、直接雇用でなく派遣を使うなど外注化することで、消費税分をもうけに転じることができるということになります。したがって、大企業のリストラを促進するのです。

グラフ3の通り、非正規労働者はこの間一貫して増加しています。総務省が2013年7月に発表した就業構造基本調査では、非正規社員は全体で約2043万人となり、比率も38.2%と過去最大を更新していますが、消費税の導入、税率引上げと無関係ではありません。

その3 消費税は法人税減税の財源に

さらに、より重大な問題は、消費税が法人税の引き下げの財源とされてきたことです。消費税導入以降2013年までの消費税収入は合計264兆円、これに対し、消費税導入前は42%

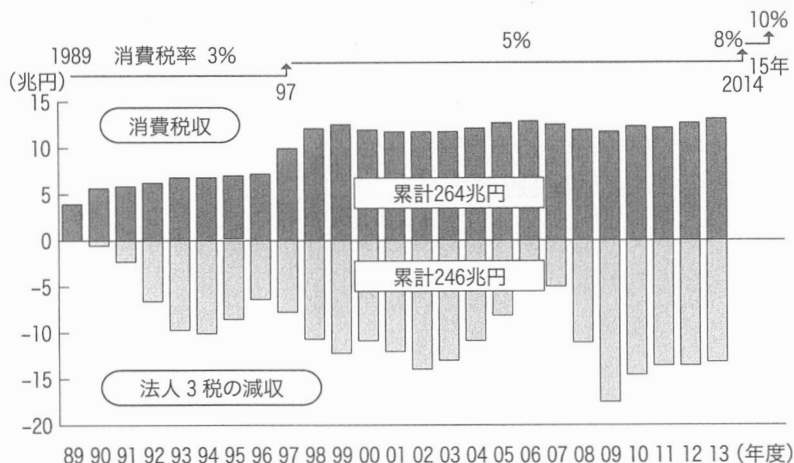
だった法人税率は、40%、37.5%、34.5%、30%そして25.5%にまで引き下げられました。「租税特別措置」などの政策減税ともあいまって、89年に19兆円あった法人税収は2011年には8.8兆円にまで落ち込んでいます。減らされた法人税3税の累計は2013年までの累計で246兆円になります。その分を消費税が埋めたといっても過言ではありません。大企業は日本の法人税は高いと引き下げを求めています、富岡幸雄・中央大学名誉教授は『税金を払わない巨大企業』（文春新書）のなかで、大企業が税金を払っていない実態を企業名もあげて明らかにしています。正味税率は35.64%ですが、実際納めている実効税負担率は諸外国の法人税率をはるかに下回っているのです。

むすびにかえて

消費税は消費者が負担する間接税で低所得者ほど負担が重いという「逆進性」という根本的な欠陥を持っています。それは、すべての取引

25年間で国民が支払った消費税と同時期の法人税3税（法人税、法人住民税、法人事業税）の比較

○消費税増税と合わせたように法人税は減税されている



出所：財務省および総務省公表データにより計算。

法人3税には地方法人特別税、復興特別法人税を含む。消費税廃止各界連絡会作成

関係において消費税が完全に転嫁されているという前提です。しかし、取引の実態は必ずしもそうはなっていません。中小企業者にとっては、転嫁できなければ身銭を切って納めなければならないという意味で直接税と言わなければなりません。他方、輸出大企業にとっては濡れ手に粟の還付金をもたらす、まことにありがたい税金です。

消費税は社会保障のためと言われて導入され、「社会保障の安定財源の確保のため」とか「財政再建のため」などを口実に5%、8%へと税率が引き上げられてきました。しかし、税収構造全体を大きく通して見れば消費税収の大部分が法人税減税のために消えているのです。

2014年総選挙で勝利した政府与党は、2015年税制改正大綱（「大綱」）で消費税10%増税を「景気判断条項」をつけずに実施するとする一方、法人税を20%台まで引き下げる方向を打ち出しています。その減税財源に消費税増税や外形標準課税の拡大などが考えられています。

不平等と格差の拡大を指摘して注目されているトマ・ピケティ氏は、来日講演で記者の質問に答え「なぜ所得税を増税する前に消費税率を上げるのですか。40年前の日本は、今と比べたら格差のない社会でした。しかし今は、富と所得比率が高い高所得者層の税率が低い。それならば、もっと富裕層に課税しなければ」（1月31日記者クラブでの講演）と消費税を増税すべきでないと述べています。

ピケティ氏も指摘するように、消費税の10%への増税は中止すること、そして憲法原則に基づき応能負担原則をつらぬいた税財政の改革が求められています。民商・全商連は、「納税者の権利宣言」（第4次案）を2001年1月8日に発表し、「①生活費に課税すべきでは

ない②大衆的な消費課税は廃止すべきである③税金は能力に応じて公平に負担すべきである④主権在民の憲法に基づく申告納税制度は擁護、発展させられるべきである⑤住民主人公にふさわしい地方税財政を確立すべきである⑥納税者が税金の使途について発言し、監視し、是正する権利を保障すべきである、」の6つの要求の実現を求めて運動をすすめてきています。今、この「税金は能力に応じて」の応能負担原則の確立を求める声が高まっていることが注目されます。

「不公正な税制をただす会」は年度毎に不公正税制の是正による増収試算を行い公表しています。2014年における企業に対する法人税の不公正項目、すなわち受取配当益不算入、試験研究費の税額控除、外国子会社からの受取配当益不算入、連結納税制度などを廃止で4兆1342億円の増収財源が生まれるとしています（「福祉とぜいきん」2014年第26号）。また、2013年度の試算では租税特別措置法と法人税引き下げの是正によって、合計8兆円。さらに、大資産家を優遇する所得税の是正によって約2兆円。合計すると10兆円を超える財源が生まれるとの試算も発表しています（同2013年第25号）。消費税に頼らない道はあるのです。

大きく稼げる大企業の税負担を軽減する代わりに広く国民・中小企業者に負担を求めるという政府与党大綱の方向は、アベノミクスの「成長戦略」に基づく、格差と貧困を広げ、不平等を拡大する破局への道です。

（ふじた のぶよし・全商連運動政策局）